

答申第330号  
令和4年8月23日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 濱口 弘太 郎



### 保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和4年8月22日付け岐阜市民市第183号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 事案の概要

岐阜県（以下「県」という。）は、県民の健康づくりを推進するために策定した第3次ヘルスプランぎふ21（平成30年3月策定）を評価するとともに次期ヘルスプランぎふ21その他の県の保健関連計画（保健医療計画、医療費適正化計画、がん対策推進計画及び食育推進基本計画をいう。）の策定資料とするため、県民の生活習慣並びに健康に関する状況及び意識を把握することを目的とした岐阜県民健康意識調査を実施する。

県は、岐阜市の調査対象者に関する住所等の個人情報を保有していないため、保健所健康増進課に対し、調査対象者の抽出について協力の依頼があった。

そのため、県からの求めに応じ、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を条例第10条第2項第6号の規定により提供する。

#### 2 提供する個人情報

調査対象者の氏名、住所及び郵便番号

#### 3 意見

適当なものと認める。